



○長野県訓令第6号の3

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

長野県組織規則に定める本庁内部部局又は出先機関における兼務に関する規程（昭和56年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

題名中「出先機関」を「現地機関」に改める。

本則中「出先機関」を「現地機関」に改め、本則の1の表の1の項中

「 | 総 務 部 人 事 課 総 務 係 長 | 」を

「	政策秘書室	企 画 員 (所属長が指定したものに限る。)	に改め、同表の5の項中
危機管理室	危機管理・消防防災課	消 防 係 長	
総 務 部	人 事 課	総 務 係 長	

「 | 社 会 部 厚 生 課 課 長 補 佐 | 」を

「	政策秘書室	企 画 幹 (所属長が指定したものに限る。)	に改め、同表の10の項中「ボランティア
危機管理室	危機管理・消防防災課	課 長 補 佐	
社 会 部	厚 生 課	同	

「NPO推進員」を「NPO推進係長」に、

社会部男女
共同参画課

を

企画局男女
共同参画課

に改め、

23	農業大学校 研修部長	農業大学校農学部副部長	—	
24	農業改良普及センター 所長	—	病虫害防除所	
25	農業総合試験場長 農事試験場長	—	農業大学校	
	果樹試験場長	農業大学校農学部果樹実科研究科長	—	
	野菜花き試験場長	農業大学校農学部野菜花き実科研究科長		
	畜産試験場長	農業大学校農学部畜産実科研究科長		
	中信農業試験場長	農業大学校農学部中信農業実科研究科長		
南信農業試験場長	農業大学校農学部南信農業実科研究科長			
26	情報技術試験場 工業試験場 精密工業試験場 食品工業試験場 農業総合試験場 農事試験場 畜産試験場 水産試験場	繊維木工生活科学部長 無機材料部長 科学部長 食品開発部長 環境保全部長 土壌肥料部長 養豚部長 環境部長	—	衛生公害研究所

に、

26
27
28
29

 を

27
28
29
30

 に、

30	中央児童相談所 相談判定課長	—	婦人相談所
----	-------------------	---	-------

を

31	中央児童相談所	相談判定課長	—	婦人相談所
32	企画局 男女共同 参画課 総務部 国際課 社会部 高齢福祉課 同 障害福祉課 同 青少年 家庭課 衛生部 保健予防課	企画員 (所属長が指定したものに 限る。) 企画員 (所属長が指定したものに 限る。) 企画指導係長 福祉係長 児童母子係長 感染症難病係長	—	社会部人権・同和政策課

に改め、同1の備考中「26の項」を「27の項」に改め、本則の4の表中

地方事務所	厚生課	福祉事務所
岡谷技術専門校	養成訓練課	岡谷技術専門校岡谷成人訓練センター

を

地方事務所	厚生課	福祉事務所
-------	-----	-------

に改め、

本則の6の表中「 | 同 畜産課 | 」を

同 畜産課
同 土地改良課

に、

「 南信農業試験場
営農技術センター」を「 | 南信農業試験場 | 」に、

長野技術専門校上田分校	上田成人訓練センター
農業大 学 校	営農技術センター

を

「 農業大 学 校 野菜花き試験場佐久支場」に改める。

に改める。

人 事 課

○長野県訓令第6号の4

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

企業出納員の任免（昭和58年長野県訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の1中「衛生部医務課県立病院幹、衛生部医務課県立病院係長」を「衛生部医務課県立病院室の経営担当の主任企画員若しくは企画員」に改める。

人 事 課

○長野県訓令第6号の5

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の2中「婦人相談所 長野技術専門校上田分校」を「婦人相談所」に、「営農技術センター」を「野菜花き試験場佐久支場」に改める。

人 事 課